

香川県住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律事務処理要綱」

別表（第 15 条関係）

1 支援業務の実施に関する計画の基準（法第 59 条第 1 項第 1 号関係）

支援業務の実施に関する計画が、次の各号の全てに適合すること。

- (1) 支援業務を行う区域が定められていること。
- (2) 支援業務の対象となる住宅確保要配慮者の範囲が定められていること。また、特定の者につき不当に差別的な取扱いを行わないものであること。
- (3) 支援業務の実施のために必要な組織、人員及び運営の体制を確保していること。
- (4) 支援業務の具体的な内容及び実施方法が定められていること。
- (5) 地方公共団体又は支援協議会から住宅確保要配慮者の相談先として紹介されるなどの連携体制が確保されていること。
- (6) 基本方針、香川県賃貸住宅供給促進計画及び市町賃貸住宅供給促進計画に照らして適切なものであること。また、その他住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に資するものであること。

2 経理的及び技術的な基礎に関する基準（法第 59 条第 1 項第 2 号関係）

指定を受けようとする法人が、次の各号の全てに適合すること。

- (1) 支援業務を行うために必要な財源を法人として十分に有していること。
- (2) 法人として債務超過の状態にないこと。
- (3) 法第 62 条各号のうち行おうとする支援業務について、過去（申請年度の過去 5 年以内）に活動の実績があること。なお、行おうとする支援業務について、市町から推薦があった者については、当該支援業務の実績があるものとみなす。

3 債務保証業務及び残置物処理等業務の実施に関する基準（法第 59 条第 1 項第 3 号関係）

指定を受けようとする法人が、次の各号の全てに適合すること。

- (1) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定めるもの
 - ア 債務保証業務を行う場合 次に掲げるいずれかの業務の経験に基づく知識及び能力を有し、かつ、保証契約等の募集及び締結、当該保証契約に基づく債務の弁済、求償権の行使その他の業務を法第 20 条第 2 項の登録住宅入居者その他の者の権利を侵害することがないように公正かつ適確に行うことができるものであること。
 - (ア) 法第 62 条第 2 号から第 5 号までに掲げるいずれかの業務の経験
 - (イ) 省令第 20 条第 2 号の登録を受けている者としての業務の経験
 - (ウ) その他住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に資する業務の経験
 - イ 残置物処理等業務を行う場合 次に掲げるいずれかの業務の経験に基づく知識及び

能力を有し、かつ、住宅確保要配慮者の意向の把握、残置物処理等業務に係る契約の締結、当該契約に基づく事務の処理その他の業務を当該住宅確保要配慮者及びその相続人その他の者の利益のために公正かつ適確に行うことができるものであること。

- (ア) 法第62条第1号から第4号までに掲げるいずれかの業務の経験
 - (イ) 法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務の経験
 - (ウ) その他住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に資する業務の経験
- (2) 次のアからウまでに掲げる基準のいずれにも適合するもの
- ア 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産及び損益の状況が良好であること。
 - イ 財産及び損益の状況が申請の日の属する事業年度以降良好に推移することが見込まれること。
 - ウ 行おうとする債務保証業務又は残置物処理等業務の内容、規模及び態様に照らして、当該業務を継続的かつ安定的に実施するに足りる財産的基礎を有するものであること。

4 役員又は職員の構成に関する基準(法第59条第1項第4号及び法第59条第2項関係)

指定を受けようとする者の役員が第1号から第7号まで(第4号にあつては、法第62条第1号に掲げる業務を行おうとする場合に限る。)のいずれにも該当しないこと及び指定を受けようとする者が第1号から第10号まで(第4号にあつては、法第62条第1号に掲げる業務を行おうとする場合に限る。)のいずれにも該当しないこと。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (3) 法第70条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- (4) 債権の取立てに当たり、貸金業法(昭和58年法律第32号)第21条第1項(同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。)の規定に違反し、若しくは刑法(明治40年法律第45号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(第9号及び第10号において「暴力団員等」という。)
- (6) 支援業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (7) 精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- (8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- (9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (10) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

5 支援業務以外の業務の実施に関する基準（法第59条第1項第5号関係）

利益相反のおそれのある他の業務を行う組織との間に適切な分離がなされていること。

6 その他の基準（法第59条第1項第6号関係）

指定を受けようとする法人が、次の各号の全てに適合すること。

- (1) 支援業務の実施のための意思決定がなされていること。
- (2) 定款等において支援業務を行うために必要な事項が記載されていること。
- (3) 業務運営上知り得た個人情報の取扱いについて、内部規則等で具体的な取扱いを定める等の適切な個人情報管理のための措置がなされていること。
- (4) 法令遵守のために必要な組織体制、内部規則等が適切に整備されていること。